

理事名簿

任期 令和3年に行われる決算に関する定時評議員会の終結時～選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結時

	役職	氏名	職名 社会福祉法第44条第4項における理事の資格等	理事としての資格の有無※				備考
				1	2	3	4	
1	理事	山本たつ子	理事長 社会福祉法第44条第4項第1号	○	○	○	○	
2	理事	伊藤 栄	常務理事兼統括部長 同法第44条第4項第1号	○	○	○	○	
3	理事	藤井祐三	常務理事兼子育て支援事業部長 同法第44条第4項第3号	○	○	○	○	
4	理事	木藤祐二	常務理事兼監査指導部長 同法第44条第4項第3号	○	○	○	○	
5	理事	藤原裕彦	常務理事兼財務部長 同法第44条第4項第3号	○	○	○	○	
6	理事	河村博江	前長寿社会開発センター理事長 同法第44条第4項第1号	○	○	○	○	
7	理事	山根保夫	元静岡県理事兼西部地域支援局長 同法第44条第4項第1号	○	○	○	○	
8	理事	鈴木 忍	元浜松市助役 同法第44条第4項第1号	○	○	○	○	
9	理事	土居孝臣	元天竜厚生会常務理事 同法第44条第4項第2号	○	○	○	○	
10	理事	岸本敏和	静岡県行政書士会名誉会長、日本行政書士会連合会元副会長 同法第44条第4項第1号	○	○	○	○	

該当 NO	※理事としての資格の有無
1	社会福祉法第44条第1項で準用する同法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第44条第2項の兼職関係がない者
3	同法44条第6項及び施行規則第2条の10に定める特殊な関係がない者
4	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者

監事名簿

任期 令和3年に行われる決算に関する定時評議員会の終結時～選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結時

	役職	氏名	職名 社会福祉法第44条第5項における監事の資格等	監事としての資格の有無※				備考
				1	2	3	4	
1	監事	山本治男	元浜松市収入役 社会福祉法第44条第5項第2号	○	○	○	○	
2	監事	森田 諭	元静岡県静岡空港管理事務所長 同法第44条第5項第1号	○	○	○	○	
3	監事	宮地庸次	元公益財団法人浜松市花みどり振興財団常務理事 同法第44条第5項第1号	○	○	○	○	

該当 NO	※監事としての資格の有無
1	社会福祉法第44条第1項で準用する同法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第44条第2項の兼職関係がない者
3	同法44条第7項及び施行規則第2条の11に定める特殊な関係がない者
4	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者

評議員名簿

任期 令和3年7月21日～令和7年6月

	役職	氏名	職名	評議員としての資格の有無※					備考
				1	2	3	4	5	
1	評議員	寺田賢次	浜松市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
2	評議員	三重野隆志	静岡市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
3	評議員	長谷川トキ	磐田市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
4	評議員	清 功	富士宮市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
5	評議員	水野幸雄	掛川市社会福祉協議会副会長	○	○	○	○	○	
6	評議員	森 宣雄	湖西市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
7	評議員	水野 明	藤枝市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
8	評議員	三室正夫	天竜区自治会連合会長	○	○	○	○	○	
9	評議員	松下敏昭	浜北区自治会連合会長	○	○	○	○	○	
10	評議員	小出映裳	天竜区民生児童委員協議会会長	○	○	○	○	○	
11	評議員	渡辺東作	浜北区民生児童委員協議会会長	○	○	○	○	○	
12	評議員	細川一郎	ご利用者家族代表	○	○	○	○	○	
13	評議員	鈴木富士雄	ご利用者家族代表	○	○	○	○	○	
14	評議員	水島秀俊	NPO法人びあねっと浜松理事	○	○	○	○	○	
15	評議員	三枝 亮	神奈川工科大学創造工学部准教授	○	○	○	○	○	
16	評議員	新谷 司	日本福祉大学福祉経営学部教授	○	○	○	○	○	
17	評議員	西尾繁昭	元掛川市理事	○	○	○	○	○	
18	評議員	伊藤政象	元天竜厚生会サービス事業部長	○	○	○	○	○	
19	評議員	山本修二	前天竜厚生会財務部長	○	○	○	○	○	

該当NO	※評議員としての資格の有無
1	社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第40条第2項の兼職関係がない者
3	同法第40条第4項及び同法施行規則第2条の7に定める特殊な関係がない者
4	同法第40条第5項及び同法施行規則第2条の8に定める特殊な関係がない者
5	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者